

千葉市公告第451号

道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を廃止したので、千葉市建築基準法施行細則（昭和59年規則第59号）第20条の2の規定において準用する第18条第3項の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和5年5月23日

千葉市長 神谷俊一

- 1 廃止年月日及び番号 令和5年5月23日 第R5-5号
- 2 廃止道路の種類 第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 申請者氏名 株式会社 千葉東建設
代表取締役 佐々木 徹
- 4 廃止する道路の土地の地名地番 中央区長洲二丁目48番1の一部、48番2の一部

5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
4.00m	28.30m	2.00m	-	-